

ERI おこしやす京都支店

2015. 8 Vol. 16



建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の公布について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が平成27年7月8日に公布されました。主な項目は以下の4点となります。それぞれ施行時期が異なりますので、ご注意ください。

(1)大規模な非住宅建築物に対する適合義務及び適合性判定義務

大規模な非住宅建築物(特定建築物)について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務を課し、これを建築確認で担保することとする。

(2)中規模以上の建築物に対する届出義務

中規模以上の建築物について、新築時等における省エネ計画の届出義務を課し、エネルギー消費性能基準に適合しないときは、必要に応じ、所管行政庁が指示等を行うことができることとする。

(3)省エネ向上計画の認定(容積率特例)

省エネ性能の優れた建築物について、所管行政庁の認定を受けて容積率の特例を受けることができることとする。

(4)エネルギー消費性能の表示

エネルギー消費性能基準に適合している建築物について、所管行政庁の認定を受けてその旨を表示することができることとする。

詳細は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(リンク先:国土交通省)をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

建築基準法の一部を改正する法律について（その2）

■ 1 概要(前回以外の方)

【H27年 6月1日施行分】

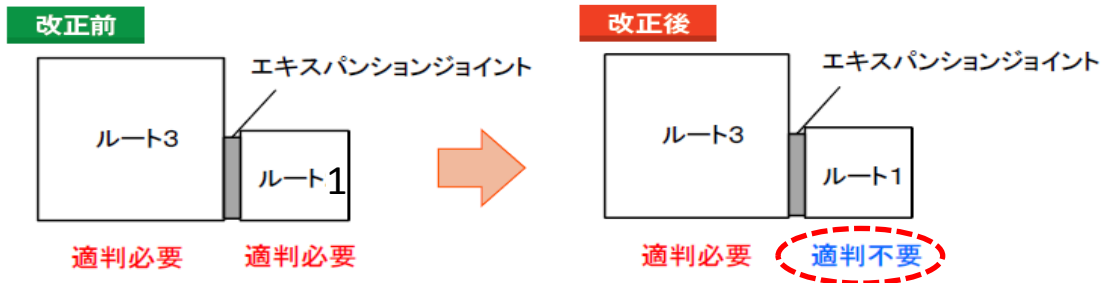
- (1) 構造耐力に関する規定の見直し(法第20条第2項)
- (2) 容積率制限の合理化(老人ホーム等)
- (3) 新技術の円滑な導入(法第38条)
- (4) 事故等に対する調査体制強化
- (5) 移転に関する規定の整備

前回掲載分

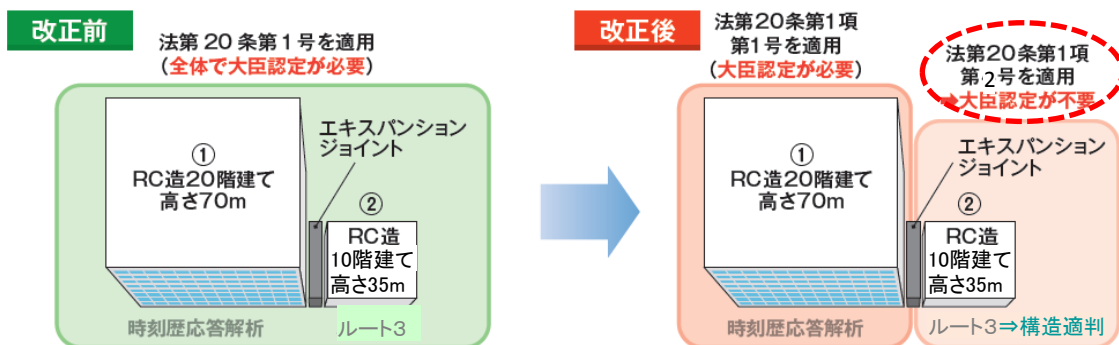
- ・構造計算適合性判定制度の見直し
- ・仮使用認定制度の民間活用
- ・木造建築関連基準の見直し

(1) 構造耐力に関する規定の見直し(法第20条第2項)

■ 部分ごとに構造計算適合性判定対象の判断



■ 大臣認定を取得する場合



(2) 容積率制限の合理化(老人ホーム等)

■ 老人ホーム等に容積率の特例

住宅と同様に、高齢者等の入所・入居の用に供する老人ホーム等についても、地階の容積率特例の対象とする

(3) 新技術の円滑な導入(法第38条)

■ 新 法第38条認定

現行の建築基準では対応できない新技術を国が認定することでタイムリーな導入が可能

■ POINT

- ・条例の規定は適用除外とはならない。
- ・旧法第38条認定建築物の増築等の円滑化

⇒【法改正第2弾 H27年夏頃 公布・施行】

(4) 事故等に対する調査体制強化

■ 特定行政庁の報告徴収・立入検査の拡大

- ・特定行政庁の調査対象に建築材料等の製造者や 維持保全にかかわった者を加え、円滑な調査が実施できるようにする。

■ 国土交通大臣による建築物の調査権限の創設

- ・国が建築主や設計者等に対して、建築物の敷地、構造、建築設備等に関して報告を求めたり、自ら調査を実施できるようにする。

(5) 移転に関する規定の整備

■ 改修なしで敷地外に移転可能

- 法第3条第3項に「移転」が加わる

⇒「移転」する建築物は原則“現行法令の規定が適用”

その上で

法第86条の7第4項を追加し、政令で定める範囲内で、敷地外への移転に既存建築物に対する制限の緩和

【皆様からのよくある質問にお答えします】

@ERI倶楽部 建築確認申請 Q&A

8. 避難安全検証法に関するもの

Q 全館避難安全検証法で面積区画を緩和することはできますか？

A 階避難安全検証法でも全館避難安全検証法でも、面積区画の緩和はできません。階避難安全検証法又は全館避難安全検証法それぞれで緩和できる規定が令第129条の2及び令第129条の2の2で定められています。

下に適用が除外される避難関係規定を掲載しますのでご確認ください。

種 目	条	項	規程の概要	階避難	全館避難
防火区域	112	5	11階以上の100㎡区画	—	○
		9	竪穴区画	—	○
		12	異種用途区画	—	○
		13	異種用途区画	—	○
避難施設	119		廊下の幅	○	○
	120		直通階段までの歩行距離	○	○
	123	1	避難階段の構造	—	○
		2	屋外避難階段の構造	—	○
		3	特別避難階段の構造	第1号付室の設置	○
				第11号付室などの面積	
				第9号防火設備	
				第2号耐火構造の壁	
	124	1	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅	第2号階段への出口幅	○
				第1号避難階段の幅	
屋外への出口	125	1	屋外への出口までの歩行距離	—	○
		3	物品販売業を営む店舗における屋外への出口幅	—	○
排煙設備	126-2		排煙設備の設置	○	○
	126-3		排煙設備の構造	○	○
内装制限	129		特殊建築物の内装 (第2、6、7項および階段に係る規定を除く)	○	○

※○が適用除外となる規定

※△は屋内からバルコニーまたは付室に通ずる出入り口に係る部分に限る

ERIからのお知らせ

平成27年8月6日より仮使用認定制度に係る業務を開始致しました

建築基準法及び関係政令等の改正（平成27年6月1日施行）に伴う、建築基準法第7条の6の「仮使用認定制度」について、国土交通省より業務開始の認可を受けましたので、平成27年8月6日より業務を開始致しました。

仮使用については、建築計画及び事業計画に大きく関わることから、随時事前相談をお受けしておりますので、当社各支店へご相談下さいますようお願い致します。

なお、新たな業務を開始するにあたり、確認検査業務規程、確認検査業務約款並びに確認検査業務手数料規程及び実施細則を改定致しました。

【仮使用認定制度について】

仮使用認定制度とは、建築物を新築、又は増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事中に、仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等の一定の安全上・防火上の基準（基準告示）について、指定確認検査機関又は建築主事が適合すると認めたときに、工事の完了前に仮使用部分の使用を可能とするものです。

詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

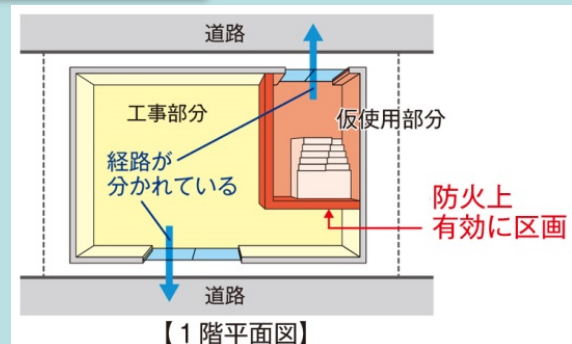
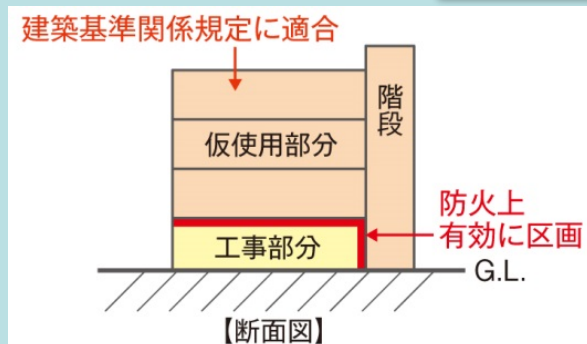
<http://www.j-eri.co.jp/news/new344.html>

指定確認検査機関が認定できる仮使用の基準

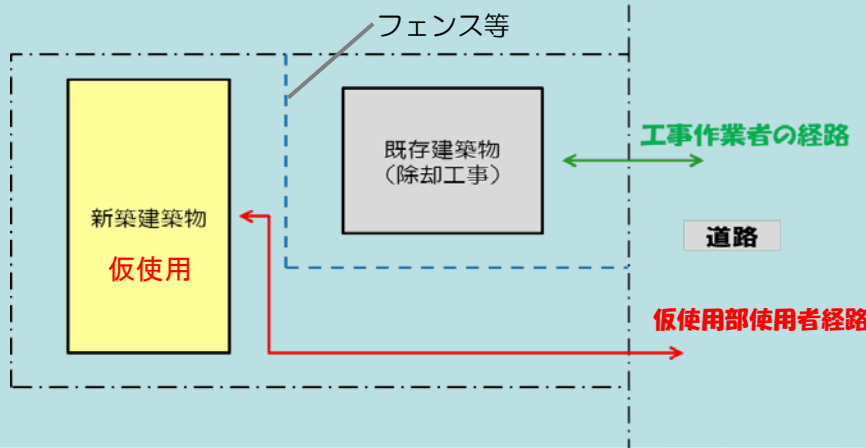
（平成27年国交省告示第247号 第1・第3）…基準告示

- ① 工事部分と仮使用部分とを防火上有効に区画
- ② 工事作業等者の経路と、仮使用部分を利用する者の経路が重複しないこと
- ③ 仮使用部分が建築基準関係規定に適合

仮使用認定基準のイメージ



（例）既存建物を除却する間も「仮使用認定」が必要



＜建替え時の特例＞

（適用されない規定）
集団規定・採光等

（適用される規定）
非常用進入口
排煙設備等

（基準告示第1第3項第2号）

構造計算適合性判定業務の統合のお知らせ

この度、日本ERI株式会社（以降、「日本ERI」）及び株式会社東京建築検査機構（以降、「TBTC」）は、経営体制の見直しと、お客様サービスのより一層の充実と強化を目的に、平成27年10月1日をもって構造計算適合性判定業務をTBTCに統合することとなりましたのでお知らせいたします。

これに伴い日本ERIが行ってまいりました構造計算適合性判定業務は、平成27年9月30日をもって終了、平成27年10月1日以降はTBTCが構造計算適合性判定業務を行ってまいります。

詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

<http://www.j-eri.co.jp/news/new340.html>

確認申請書等の様式変更について

「確認申請書」、「完了検査申請書」等申請書類の宛名を機関名のみとしました。

今後は新様式で申請していただくようお願い致します。

< 現行 >

日本ERI株式会社
代表取締役 中澤 芳樹 様



< 変更後 >

指定確認検査機関
日本ERI株式会社 御中

詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

<http://www.j-eri.co.jp/news/new341.html>

@ERI倶楽部 ☆京都版☆は偶数月の末にお届けさせていただきます。

上記以外のニュースは日本ERI株式会社のホームページをご覧ください。

<http://www.j-eri.co.jp/>

@ERI倶楽部についてもぜひご登録をお願いいたします。

ご登録は http://www.j-eri.co.jp/ericlub/ericlub_top.html より

ご登録いただきますと本社よりメールマガジンの配信等をさせていただきます。

【編集関係】内容に対するご意見やお問い合わせ、ニュースの投稿など

E-mail: kyoto@j-eri.jp 宛にご連絡ください。

◆京都支店へお車でご来社の方は京都市営御池地下駐車場をご利用ください。「一時間の無料駐車券」を差し上げます。

案内地図はこれから <http://www.j-eri.co.jp/> の支店からのお知らせより京都支店からのお知らせのページをご覧ください。

編集・発行：日本ERI株式会社 京都支店

〒604-0847 京都市中京区烏丸通押小路 upper 秋野々町535番地 日土地京都ビル 2階

TEL 075-257-4663 FAX 075-211-1106 E-mail: kyoto@j-eri.jp